

新規上場申請のための四半期報告書

(第13期第2四半期)

自 2024年1月1日

至 2024年3月31日

株式会社PRISM BioLab

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2024年5月27日

【四半期会計期間】 第13期第2四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社PRISM BioLab

【英訳名】 PRISM BioLab Co., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役 竹原 大

【本店の所在の場所】 神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番1号

【電話番号】 0466-53-8383 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部部長 前田 倫宏

【最寄りの連絡場所】 神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番1号

【電話番号】 0466-53-8383 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部部長 前田 倫宏

目 次

頁

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	12
第4【経理の状況】	13
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	20

第二部【提出会社の保証会社等の情報】	21
--------------------	----

四半期レビュー報告書	22
------------	----

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 第2四半期累計期間	第12期
会計期間		自 2023年10月1日 至 2024年3月31日	自 2022年10月1日 至 2023年9月30日
売上高	(千円)	115,482	112,926
経常損失(△)	(千円)	△322,855	△497,550
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△336,052	△526,914
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	762,246	12,246
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式 B種優先株式	(株)	156,774 — —	80,524 20,000 37,500
純資産額	(千円)	2,311,962	1,148,015
総資産額	(千円)	3,086,633	1,211,426
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△11.57	△19.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	74.9	94.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	340,140	△513,811
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△24,536	△40,377
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,494,750	—
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,960,261	1,133,943

回次	第13期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日
1株当たり四半期純損失(△)	(円) △6.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第12期第2四半期累計期間について四半期財務諸表を作成しておりませんので、第12期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりますので記載しておりません。
4. 2024年1月22日に第三者割当増資により、C種優先株式18,750株を新規発行いたしました。
5. 当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて取得することを決議し、2024年3月5日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得し

たA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを同日付で消却しております。なお、2024年3月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

6. 当社は、2024年5月9日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、当該株式分割により、発行済株式総数は31,354,800株となっております。
7. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期（当期）純損失のため、記載しておりません。
8. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第2四半期における我が国経済は、経済活動の正常化や円安を背景とした旺盛なインバウンド需要、大企業を中心とした大幅な賃上げの実施などを背景に、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られる一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の上昇や、世界各国の金融引締めに伴う景気下振れ懸念等、先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する製薬業界においては、高度化する医療技術の進展や多様化する医療ニーズへの対応等により、今後も更なる成長が見込まれております。一方で、ジェネリック医薬品の普及等の薬剤費の削減や医療保険の適用基準の厳格化の影響等により、国内における医薬品販売高の成長については不確実な要素も大きくなっています。

また、近年の臨床試験の厳格化の傾向に加え、臨床試験の規模が拡大すると共に開発期間が長期化し、製薬業界では激しいグローバル競争が展開されていることから、新薬開発の効率化が製薬企業各社の課題となっております。

このような状況の中、当社はPepMetics技術によって「創薬不可能」だった標的を「創薬可能」にし、治療法のなかった病気を治療することを使命にあげ、独自の創薬基盤技術を拠り所としております。この技術の有用性を証明すると共に、この技術において業界をリードし、競争力を維持し続けることが重要な経営課題であります。

以上の状況のもと、当第2四半期累計期間におきましては、導出した2本のプログラムがそれぞれ第II相臨床試験を実施しており、自社開発事業では3つのプログラムの開発を進めつつ、共同開発事業でも新たな共同研究契約を締結いたしました。また、第三者割当増資を実施したことにもない、創薬技術の開発ならびに創薬プログラムを推進するために組織及び機能の強化を図っております。

2023年11月に、Eli Lilly and Company(以下「Lilly」)との間で創薬に関するライセンスおよび共同研究契約を締結いたしました。今回の契約締結において、Lillyは最大3つの創薬標的に対する創薬研究、臨床開発ならびに商業化する権利を得ると同時に、PRISMにおいては契約一時金及び前臨床・臨床・販売に応じて総額で最大6億6,000万ドルのマイルストンと、当該医薬品の売上に応じたロイヤリティを受領する権利を得ました。

また、2024年1月にはLillyをリードインベスターとする15億円の第三者割当増資を実施し、創薬基盤の拡充と研究開発活動の強化のために、優秀な人材の採用と研究設備に対する投資を進めております。

以上の活動の結果、当第2四半期累計期間における売上高は、共同開発契約ならびにライセンス契約に基づく一時金の受領により、合計115,482千円となりました。

損益につきましては、販売費及び一般管理費404,723千円を計上したこと等により、営業損失334,331千円、経常損失322,8555千円、四半期純損失336,052千円となりました。

なお、当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しております。

② 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ1,875,207千円増加し、3,086,633千円とな

りました。これは主に、現金及び預金が1,826,317千円、ラボスペース増床に係る差入保証金が13,635千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ711,260千円増加し、774,670千円となりました。これは主に、Lillyとのライセンス契約等に基づく契約負債が637,826千円、未払法人税等が19,560千円がそれぞれ増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ1,163,947千円増加し、2,311,962千円となりました。これは、四半期純損失336,052千円を計上したことによる利益剰余金の減少があったものの、2024年1月に実施した新株式発行により資本金および資本準備金がそれぞれ750,000千円増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ1,826,317千円増加し、2,960,261千円となりました。当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金は、340,140千円の増加となりました。これは主に、税引前四半期純損失を335,448千円計上したものの、Lillyとのライセンス契約等に基づき契約負債が637,826千円増加したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金は、24,536千円の減少となりました。これは主に、敷金保証金回収による収入が15,815千円あったものの、有形固定資産の取得による支出6,126千円、無形固定資産の取得による支出4,775千円、並びに敷金保証金差入による支出13,635千円がそれぞれあったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金は、1,494,750千円の増加となりました。これは株式の発行による収入1,494,750千円があったことによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、224,750千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要は変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	620,000
計	620,000

- (注) 1. 2024年3月14日開催の臨時株主総会における決議に基づき、定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、2024年3月14日付で普通株式の発行可能株式総数を増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が、620,000株となりました。また、同日開催の臨時株主総会における定款変更決議に基づき、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2024年4月19日開催の取締役会決議により、2024年5月9日付で普通株式1株につき普通株式200株に株式分割を実施しました。これにより発行可能株式総数は123,380,000株増加し、124,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年5月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	156,774	31,354,800	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式であり、 単元株式数は100株であります。
計	156,774	31,354,800	—	—

- (注) 1. 2024年3月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2024年4月19日開催の取締役会決議により、2024年5月9日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割いたしました。これにより株式数は31,198,026株増加し、31,354,800株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであり、当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第16回新株予約権

決議年月日	2024年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個) ※	1,820 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,820 [364,000] (注) 1 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	80,000 [400] (注) 2 (注) 6
新株予約権の行使期間 ※	2026年1月20日～2034年1月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 80,000 [400] 資本組入額 40,000 [200] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければならない。 (注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当該新株予約権の付与時点(2024年1月26日)における内容を記載しております。発行時から提出日現在(2024年5月27日)にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については付与時点における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を金400円とし、これに当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役又は従業員である場合には、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員、当社子会社等の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した時は、引き続き新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合又は新株予約権者が当社と競業関係にある相手先の取締役、執行役員、監査役、使用人、嘱託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない

と当社取締役会が認めた事由が生じた場合は、本新株予約権は行使できない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続を認めない。
- ④ 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部を行使することができるが、各新株予約権の一部行使はできない。
- ⑤ 新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書面で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。
- ⑥ その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社及び新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなつたため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。

5. 組織再編に伴う本新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
 - b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得
(注) 4に準じて決定する。

6. 2024年4月19日開催の取締役会決議により、2024年5月9日付で普通株式1株につき、普通株式200株の割合で株式分割を行っております

第17回新株予約権

決議年月日	2024年2月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	1,080 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,080 [216,000] (注) 1 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	80,000 [400] (注) 2 (注) 6
新株予約権の行使期間 ※	2026年2月15日～2034年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 80,000 [400] 資本組入額 40,000 [200] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければならない。 (注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当該新株予約権の付与時点(2024年2月21日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日現在(2024年5月27日)にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については付与時点における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点では権利行使又は消滅していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を金400円とし、これに当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当を受けた者が当社取締役、監査役又は従業員である場合には、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員、当社子会社等の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した時は、引き続き新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者に法令、定款もしくは社内規則に違反する行為があった場合又は新株予約権者が当社と競業関係にある相手先の取締役、執行役員、監査役、使用人、嘱託、顧問、社外協力者又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ないと当社取締役会が認めた事由が生じた場合は、本新株予約権は行使できない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続を認めない。
- ④ 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部を行使することができるが、各新株予約権の一部行使はできない。

- ⑤ 新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書面で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。
- ⑥ その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社及び新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなつたため本新株予約権を行使できない場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権者と当社の間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、本新株予約権を行使できないものとする。

5. 組織再編に伴う本新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
 - b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦ 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得
(注)4に準じて決定する。

6. 2024年4月19日開催の取締役会決議により、2024年5月9日付で普通株式1株につき、普通株式200株の割合で株式分割を行っております

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月22日 (注) 1	C種優先株式 18,750	普通株式 80,524 A種優先株式 20,000 B種優先株式 37,500 C種優先株式 18,750	750,000	762,246	750,000	1,898,366
2024年3月5日 (注) 2	普通株式 76,250 A種優先株式 △20,000 B種優先株式 △37,500 C種優先株式 △18,750	普通株式 156,774	—	762,246	—	1,898,366

(注) 1. 有償第三者割当

割当先

Eli Lilly and Company	12,500株
santec Holdings 株式会社	6,250株
発行価格	80,000円
資本組入額	40,000円

2. 2024年2月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2024年3月5日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に対しA種優先株式1株につき普通株式1株を、当該B種優先株主に対しB種優先株式1株につき普通株式1株を、当該C種優先株主に対しC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、同日付ですべての優先株式は、会社法第178条の規定に基づき消却しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1-9-6	29,145	18.59
大和日台バイオベンチャー2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-9-1	21,541	13.74
WMグロース3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町3-2	19,829	12.65
ライフサイエンス3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田三崎町3-10-4	14,827	9.46
Eli Lilly and Company	Lilly Corporate Center, Indianapolis, IN 46285, USA	12,500	7.97
中島 喜一郎	兵庫県神戸市灘区	9,360	5.97
Newton Biocapital I Pricaf privée SA	Avenue de Tervueren 273 B-1150 Woluwe-Saint-Pierre, Belgium	6,250	3.99
santec Holdings株式会社	愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地	6,250	3.99
大原薬品工業㈱	滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野121-15	5,000	3.19
竹田 英樹	兵庫県神戸市中央区	4,675	2.98
計	—	129,377	82.52

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 154,900	1,549	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,874	—	—
発行済株式総数	156,774	—	—
総株主の議決権	—	1,549	—

(注) 2024年4月19日開催の取締役会決議により、2024年5月9日付で普通株式1株につき、普通株式200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて取得することを決議し、2024年3月5日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを同日付で消却しております。なお、2024年3月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規定第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第2四半期累計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当第2四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 133, 943	2, 960, 261
売掛金	—	3, 670
その他	63, 660	95, 245
流動資産合計	<u>1, 197, 604</u>	<u>3, 059, 176</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	126	390
減価償却累計額及び減損損失累計額	△126	△390
建物(純額)	0	0
機械及び装置	21, 210	22, 228
減価償却累計額及び減損損失累計額	△21, 209	△22, 227
機械及び装置(純額)	0	0
工具、器具及び備品	43, 479	49, 865
減価償却累計額及び減損損失累計額	△43, 479	△49, 865
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	<u>0</u>	<u>0</u>
投資その他の資産		
敷金及び保証金	13, 821	27, 456
投資その他の資産合計	<u>13, 821</u>	<u>27, 456</u>
固定資産合計	<u>13, 821</u>	<u>27, 456</u>
資産合計	<u>1, 211, 426</u>	<u>3, 086, 633</u>
負債の部		
流動負債		
未払法人税等	1, 210	20, 770
契約負債	13, 157	650, 984
その他	48, 872	102, 745
流動負債合計	<u>63, 240</u>	<u>774, 500</u>
固定負債		
資産除去債務	170	170
固定負債合計	170	170
負債合計	<u>63, 410</u>	<u>774, 670</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	12, 246	762, 246
資本剰余金	1, 628, 566	2, 378, 566
利益剰余金	△493, 220	△829, 273
株主資本合計	<u>1, 147, 591</u>	<u>2, 311, 538</u>
新株予約権	423	423
純資産合計	<u>1, 148, 015</u>	<u>2, 311, 962</u>
負債純資産合計	<u>1, 211, 426</u>	<u>3, 086, 633</u>

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 2023年10月1日
 至 2024年3月31日)

売上高	115,482
売上原価	45,091
売上総利益	70,391
販売費及び一般管理費	※1 404,723
営業損失(△)	△334,331
営業外収益	
受取利息	12
為替差益	16,557
その他営業外収益	155
営業外収益合計	16,726
営業外費用	
株式交付費	5,250
営業外費用合計	5,250
経常損失(△)	△322,855
特別損失	
固定資産除却損	0
減損損失	※2 12,593
特別損失合計	12,593
税引前四半期純損失(△)	△335,448
法人税、住民税及び事業税	604
法人税等合計	604
四半期純損失(△)	△336,052

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2023年10月1日
至 2024年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失（△）	△335,448
減損損失	12,593
株式交付費	5,250
受取利息	△12
為替差損益（△は益）	△15,963
固定資産除却損	0
売上債権の増減額（△は増加）	△3,670
契約負債の増減額（△は減少）	637,826
その他	40,762
小計	341,336
利息の受取額	12
法人税等の支払額	△1,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	340,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,126
無形固定資産の取得による支出	△4,775
敷金及び保証金の回収による収入	15,815
敷金及び保証金の差入による支出	△29,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,536
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,494,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,494,750
現金及び現金同等物に係る換算差額	15,963
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,826,317
現金及び現金同等物の期首残高	1,133,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,960,261

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	
研究開発費	224,750千円

※2 減損損失

当第2四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(神奈川県藤沢市)	事業用資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定	12,593

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社の事業の特性上、現段階では研究開発が先行する等の事業環境及び今後の見通しを勘案し、研究設備等について回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は創薬事業のみの単一セグメントであり、特定のパイプラインにのみ用いる固定資産がないため、当社の全ての固定資産を一つのグループとしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額はゼロとして評価しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおり
であります。

当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	
現金及び預金	2,960,261千円
現金及び現金同等物	2,960,261千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2024年1月22日付で、Eli Lilly and Company 及び santec Holdings 株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期累計期間において資本金が750,000千円、資本準備金が750,000千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が762,246千円、資本剰余金が2,378,566千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

当社は創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、創薬事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下の通りであります。

収益の分解

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
自社開発事業に関する収益	—
共同開発事業に関する収益	115,482
その他	—
顧客との契約から生じる収益	115,482
その他の収益	—
外部顧客への売上高	115,482

収益の認識時期

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス	3,571
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	111,911
合計	115,482

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△11円57銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△) (千円)	△336,052
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△336,052
普通株式の期中平均株式数(株)	29,039,226
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 2. 2024年5月9日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2024年4月19日開催の取締役会決議に基づき、2024年5月9日付で株式分割を行っております

1 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年5月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式

株式分割前の発行済株式総数	156,774 株
今回の分割により増加する株式数	31,198,026 株

株式分割後の発行済株式総数	31,354,800 株
---------------	--------------

株式分割後の発行可能株式総数	124,000,000 株
----------------	---------------

3 株式分割の日程

基準日公告日 2024年4月22日

基準日 2024年5月8日

効力発生日 2024年5月9日

4 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月22日

株式会社PRISM BioLab
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川口 靖仁

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

坂井 千鶴

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社PRISM BioLabの2023年10月1日から2024年9月30日までの第13期事業年度の第2四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社PRISM BioLabの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上